（建設業法第26条関係）

参考様式

経歴書

令和　　年　　月　　日

事業者名

住　所

代表者名

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 生年月日（西　暦） | 　　　　年　　月　　日 | 入社年月日（西暦）※１ | 　　　　年　　月　　日 |
| 資格要件※２ |  | 資格※２ |  |
| 最終学歴※３ |  |
| 実務経験※３ | 実務経験の内容（工事名） | 実務経験期間(西暦) |
|  | 　　　年　　月～　　　年　　月 |
|  | 　　　年　　月～　　　年　月 |
|  | 　　　年　　月～　　　年　　月 |
|  | 　　　年　　月～　　　年　　月 |
|  | 　　　年　　月～　　　年　　月 |
|  | 　　　年　　月～　　　年　　月 |
|  | 　　　年　　月～　　　年　　月 |
|  | 　　　年　　月～　　　年　　月 |
|  | 　　　年　　月～　　　年　　月 |
|  | 　　　年　　月～　　　年　　月 |
| 合計 | 年　月間 |
| □現在従事している工事はありません□現在従事している工事は以下の通りです※４ |
| 工事名 | 請負代金額 |
|  |  |
|  |  |

**【経歴書　記入要領、添付書類】（元請用）**

※１　専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者補佐においては、請負建設業者との恒常的（３ヶ月以上）雇用関係が必要となる。

※２　技術者（主任技術者・専門技術者・監理技術者）の要件一覧

　　　第７条第２号イ　　（指定学科卒業後の実務経験)

　　　第７条第２号ロ　　（１０年以上の実務経験)

　　　第７条第２号ハに定める国家資格・技能検定・実務経験

　　　第１５条第２号イ　（技術検定・免許)

　　　第１５条第２号ロ　（第７条第２号イ・ロ・ハ及び一定の実務経験)

　　　第１５条第２号ハ　（第１５条第２号イ・ロと同等以上の能力)

　建設業法第７条第２号ハ〔資格等〕に該当する場合は、資格欄に要件を満たす資格を記載し、資格を証明する写しを添付すること。

　技術者（監理技術者）の要件が建設業法第１５条第２号イ、ロ及びハに該当する場合は、資格欄に監理技術者と記載し、監理技術者資格証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写しを、それぞれ添付すること。

　請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の工事について、現場代理人等が代表者の場合は、営業所の専任技術者と兼務をしていないかの確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付すること。

　　　技術者（監理技術者補佐）の要件が建設業法第２６条第３項ただし書の政令で定める者に該当する場合は、資格欄に監理技術者補佐と記載し、建設業法施行令第２８条による要件を満たす資格を証明する資料を添付すること。

※３　技術者（主任技術者・専門技術者）の要件が建設業法第７条第２号イ、ロ〔学歴、実務経験〕に該当する場合

は、要件を満たす学歴、実務経験を記載すること。なお、建設業法第７条第２号ハ〔資格等〕による配置の場合

は最終学歴及び実務経験の記載は記載不要。

　　　建設業法での実務経験は工事に従事した期間であり、合計年数は工事従事期間の積み上げで算出する。

　　　なお、記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添付すること。（必要事項の記入があれば書式は問わない）

※４　いずれかを選択する。現場代理人は常駐が必要。請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の工事については、専任の主任技術者又は専任の監理技術者が必要。ただし、監理技術者にあっては特例監理技術者となる場合を除くものとし、その場合は監理技術者補佐を専任で配置することが必要。（建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条の規定による。）

**【経歴書　記入要領、添付書類】（下請用）**

※１　専任の主任技術者においては、請負建設業者との恒常的（３ヶ月以上）雇用関係が必要となる。

※２　技術者（主任技術者・専門技術者・監理技術者）の要件一覧

　　　第７条第２号イ　　（指定学科卒業後の実務経験)

　　　第７条第２号ロ　　（１０年以上の実務経験)

　　　第７条第２号ハに定める国家資格・技能検定・実務経験

　　　第１５条第２号イ　（技術検定・免許)

　　　第１５条第２号ロ　（第７条第２号イ・ロ・ハ及び一定の実務経験)

　　　第１５条第２号ハ　（第１５条第２号イ・ロと同等以上の能力)

　　　建設業法第７条第２号ハ〔資格等〕に該当する場合は、資格欄に要件を満たす資格を記載し、資格を証明する写しを添付すること。

　請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の工事について、現場代理人等が代表者の場合は、営業所の専任技術者と兼務をしていないかの確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付すること。

※３　技術者（主任技術者・専門技術者）の要件が建設業法第７条第２号イ、ロ〔学歴、実務経験〕に該当する場合は、要件を満たす学歴、実務経験を記載すること。なお、建設業法第７条第２号ハ〔資格等〕による配置の場合は最終学歴及び実務経験の記載は記載不要。

　　　建設業法での実務経験は工事に従事した期間であり、合計年数は工事従事期間の積み上げで算出する。

　　　なお、記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添付すること。（必要事項の記入があれば書式は問わない）

※４　いずれかを選択する。請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の工事については、専任の主任技術者が必要。（建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条の規定による。）